Smart Data Platform サービス利用規約	共通編	【現改比較表】2024 年 10 月 7 日時点
~2024 年 10 月 28 日		2024年10月29日~

Smart Data Platform サービス利用規約 共通編	Smart Data Platform サービス利用規約 共通編		
	附則 (令和6年10月3日 CNS3サ第000400000788-01号)		
	(実施期日)		
	1 この改正規定は、令和6年10月29日から実施します。		
	(契約移行)		
	2 この規定実施前に、当社のクラウドマネジメントプラットフォーム規約の規定により締		
	結していた次表左欄のクラウドマネジメントプラットフォームサービスに係る契約は、この		
	規定実施の日において、当社の Smart Data Platform サービス利用規約の規定により		
	締結する同表右欄の Smart Data Platform サービスに係る契約に移行したものとしま		
	す。		
	クラウドマネジメントプラットフォーム規約 Smart Data Platform サービス利用規約		
	クラウドマネジメントプラットフォームサ Smart Data Platform サービス		
	ーピス モニタリング/監査		
	Basic プラン リソースモニタリング		
	Cloud Management Platform		
	3 この規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料		
	金その他の債務については、なお従前のとおりとします。		
	4 この規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱い		
	については、なお従前のとおりとします。		